

足立区災害時のトイレ確保・管理計画

概要版（素案）令和7年12月版

別紙

<目次>

I. 総則	1
1. 本計画の目的	
2. 本計画の位置付け	
3. 災害時のトイレ問題	
4. 本計画で想定する災害	
II. 基本的な考え方	2
1. 災害時のトイレの種類	
2. 確保すべき災害時トイレの個数等	
3. 災害時のトイレ箇所	
III. 現状と課題	3~6
1. 災害時のトイレ分布	
2. 数量で見た災害時トイレの現状	
3. 災害時トイレの解決すべき課題	
IV. 確保・管理方針	7~8
1. 災害時のトイレ確保上の課題解決に向けた基本方針等	
2. 災害時のトイレ管理上の課題解決に向けた基本方針等	
V. 計画の進捗管理等	9~10
1. 到達目標	
2. 計画の見直し	



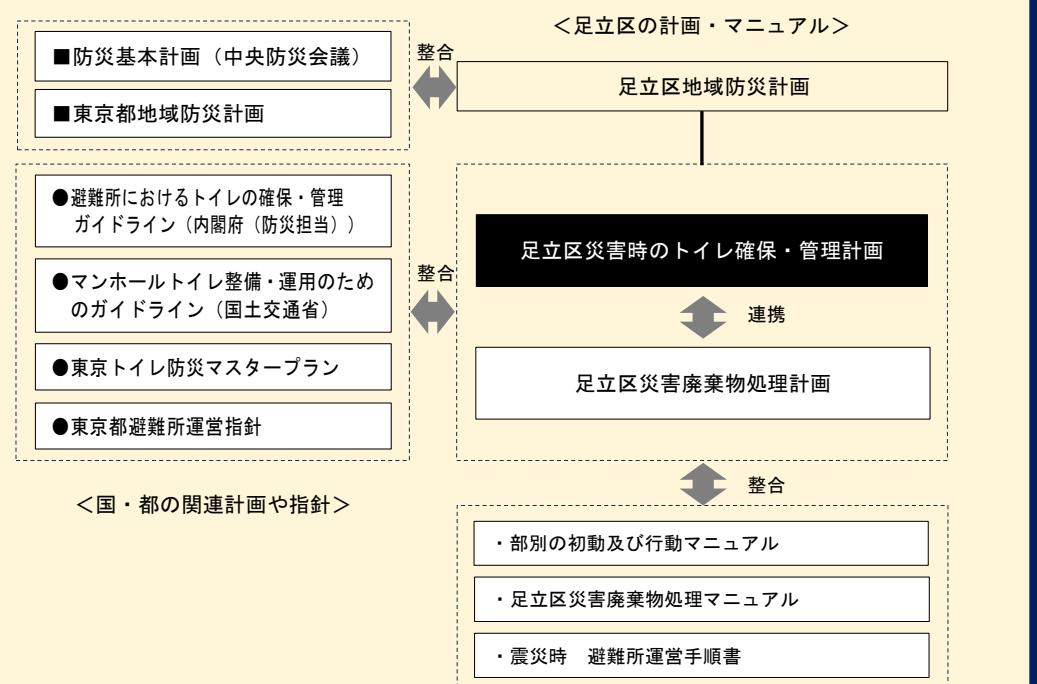
令和7年 月
足立区危機管理部 防災戦略課

1 本計画の目的 【本編 P.1】

発災後の全ての被災者へ安全で質の高いトイレ環境を提供することを目的とし策定する。

2 本計画の位置付け 【本編 P.1】

本計画は、災害時のトイレに関する国や都の上位計画等と整合を図りながら、足立区の地域防災計画の関連計画として策定する。



3 災害時のトイレ問題 【本編 P.2】

過去の大規模災害時には、上下水道等の被災により、発災から数日間でトイレが劣悪な衛生状態となった。



▲ 災害時、水洗機能を失ったトイレ【写真は日本トイレ研究所より】

4 本計画で想定する災害 【本編 P.3】

本計画では、（令和4年5月）「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」による、下記の被害想定を前提としている。

想定被害	都心南部直下地震
規模	M 7. 3
避難者	286,932人 (最大値4日～1週間)
下水道 被害率	※1 6.6%
上水道 断水率	※2 49.7%
電 力 停電率	24.5%

※1 地震により壊れると想定される下水道管の割合

※2 地震により断水が想定される箇所の割合

1 災害時のトイレ種類 【本編 P.4-6】

表1・2のトイレを総称して「災害時のトイレ」とする。

【表1 既設トイレの特徴】

種類	特徴
既設トイレ	・平時に使用している施設のトイレ ・災害時は、便器に携帯トイレを付けて使用する

【表2 災害用トイレの特徴】

種類	特徴
携帯トイレ	・洋式便器等に便袋を取り付けて使用する
簡易トイレ	・折りたたみ式の簡易トイレに、簡易トイレ用の便袋を取り付けて使用する
仮設トイレ	・イベントや工事現場で使用する独立型のトイレで、屋外に設置、便槽に貯留する
マンホールトイレ	・マンホールを開け、その上に建屋を建てて使用する
自己処理型トイレ	・し尿を化学的方法等で処理する

2 確保すべき災害時のトイレ個数等 【本編 P.7】

確保すべき災害時のトイレの個数等は、以下を目安とする。

- ・災害発生当初（1日～1週間）は、避難者50人当たり1基
- ・避難が長期化する場合（1週間以降）は、避難者20人当たり1基
- ・女性用と男性用の割合は3：1

3 災害時のトイレ箇所 【本編 P.10】

地域防災計画上の震災時における第一次避難所、福祉避難所のほか、マンホールトイレが整備された公園等とする。

なお、下表の施設以外の公衆トイレについては、発災時に管理者が常駐せず、衛生環境の維持が困難なため、災害時のトイレの対象としない。

【表 災害時のトイレの確保対象施設】

施設	地域防災計画位置付け	施設数
区立小学校	第一次避難所	67箇所
区立中学校	第一次避難所	35箇所
都立高等学校	第一次避難所	9箇所
私立中学校・高等学校・大学等	第一次避難所	12箇所
地域学習センター・社会福祉施設	福祉避難所	80箇所
区立公園・広場等(マンホールトイレ)	避難場所	70箇所
都立公園(マンホールトイレ)	避難場所	3箇所
合計		276箇所

1 災害時のトイレ分布

【本編 P.11-12】

- 区では、避難所等施設でのトイレについて、携帯トイレの備蓄に加え、マンホールトイレを整備してきた。

【表1 携帯トイレの現状数量】

種類	形式等	数量	対象施設
携帯トイレ	便袋回収・焼却	826,000個 ※1 ※2	・第一次避難所 ・福祉避難所 ・災害拠点備蓄倉庫

※1 R4.5月の被害想定に基づき、都が求めた足立区における1週間分の備蓄必要数

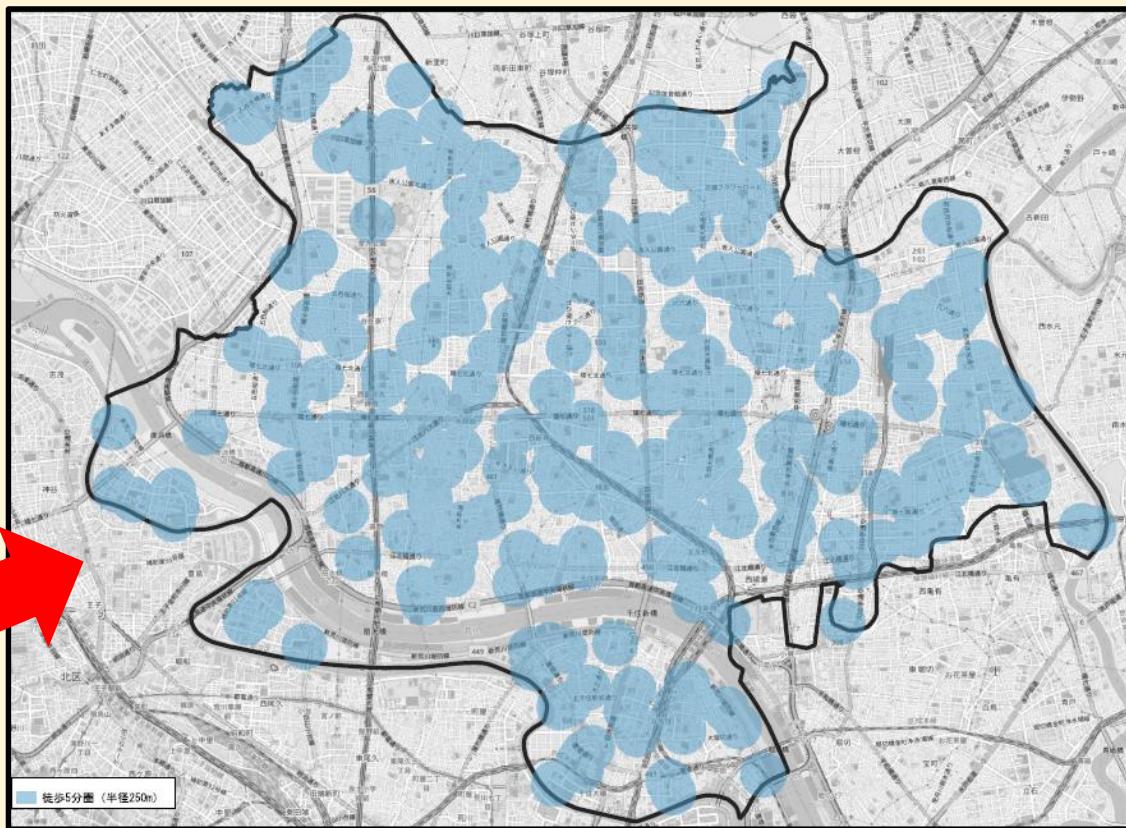
※2 現在は、R7.7月の災害対策基本法一部改正により、約1,711,200個が必要となったため、約885,200個が不足となった。

【表2 既設トイレ、マンホールトイレの現状数量】

種類	形式等	数量	対象施設
既設トイレ	施設内の既設トイレ※	9,684基	・第一次避難所 ・福祉避難所
マンホール トイレ	敷地内（公園含む） ・下水道接続式	464基	・第一次避難所 ・福祉避難所
	公道上 ・下水道接続式	435基	・区立公園等
合 計		10,583基	

※ 内閣府のトイレガイドラインに基づき、簡易トイレとして使用できる既設トイレをカウントしている

【図 災害時のトイレ空白エリア図】



▲ 災害時のトイレがある施設（表2）を徒歩5分圏内の半径250m円(水色)でプロットした。
円外(白い箇所)が災害時のトイレ空白エリアとなる。

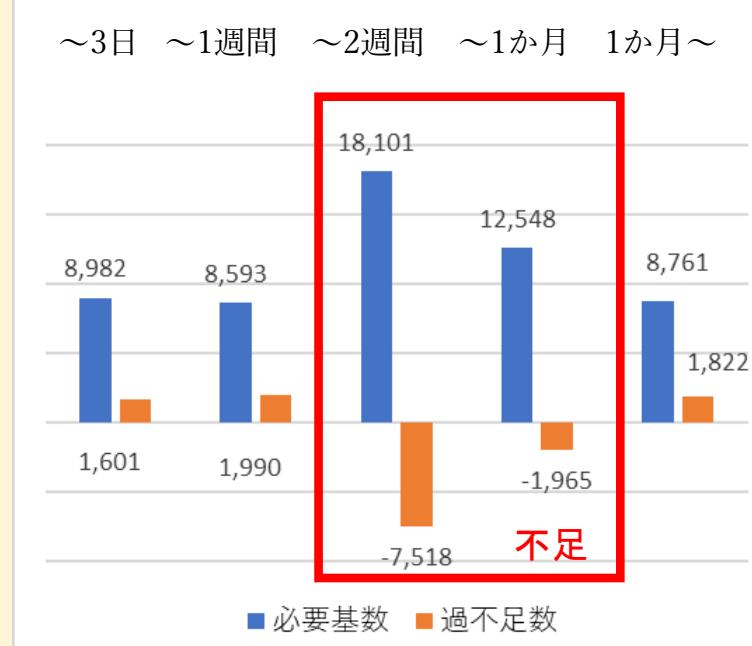
2 数量でみた災害時トイレの現状 【本編 P.13】

- 本区で確保している災害時のトイレは10,583基で国や都の基準と照らし合わせた場合、発災後「1週間～1か月」の間に最大で7,518基のトイレが不足すると想定される。
- 発災後1週間以降のトイレが不足する要因は、国や都の基準によると、発災から1週間までは50人に1基、1週間以降は20人に1基となり、必要とするトイレの数が増加するためである。

【表 災害時のトイレ過不足状況】

災害フェーズ	発災～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
国や都の基準によるトイレの基數	50人に1基			20人に1基	
トイレ利用者数 ※	449,063人	429,622人	362,094人	250,958人	175,209人
必要基數	8,982基	8,593基	18,101基	12,548基	8,761基
確保基數	10,583基	10,583基	10,583基	10,583基	10,583基
過不足数	1,601基	1,990基	▲7,518基	▲1,965基	1,822基

【図 必要基數と過不足数】



※ トイレ利用者数は、都が作成した「東京トイレ防災マスタートップラン」での推計結果による。

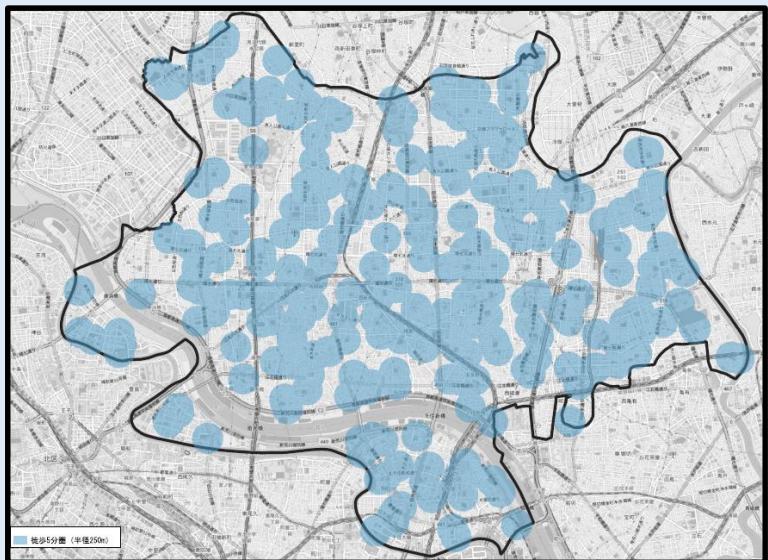
3 災害時トイレの解決すべき課題 【本編 P.15】

課題
1

災害時のトイレ空白エリアの解消

- 災害時に利用可能なトイレが確保されていない
「災害時のトイレ空白エリア」が存在する。

【図 災害時のトイレ空白エリア図】



災害時のトイレがある施設を徒歩5分圏内の半径250m円(水色)でプロットした。
円外(白い箇所)が災害時のトイレ空白エリアとなる。

課題
2

災害時のトイレ不足の解消

- 発災後「1週間～1か月」の間に最大で7,518基のトイレが不足すると想定される。
- 発災後1週間以降のトイレが不足する要因は、国や都の基準から、発災から1週間までは50人に1基、1週間以降は20人に1基となり、トイレ必要数が増加するためである。

【表 災害時のトイレ過不足状況】

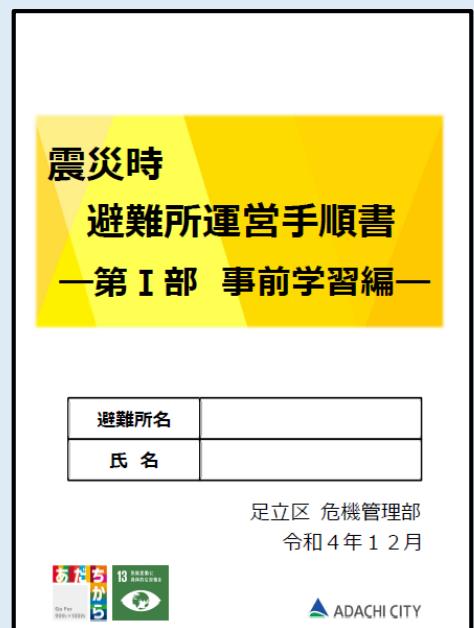
災害フェーズ	発災～3日	～1週間	～2週間	～1か月	1か月～
国や都の基準によるトイレの基数	50人に1基			20人に1基	
トイレ利用者数 ※	449,063人	429,622人	362,094人	250,958人	175,209人
必要基数	8,982基	8,593基	18,101基	12,548基	8,761基
確保基数	10,583基	10,583基	10,583基	10,583基	10,583基
過不足数	1,601基	1,990基	▲7,518基	▲1,965基	1,822基

3 災害時トイレの解決すべき課題 【本編 P.16】

課題
3

避難所トイレの清掃手順の具体化

- 避難所運営のマニュアルに、トイレの清掃を含めた管理運営の記載はない。



【図 避難所運営マニュアル】

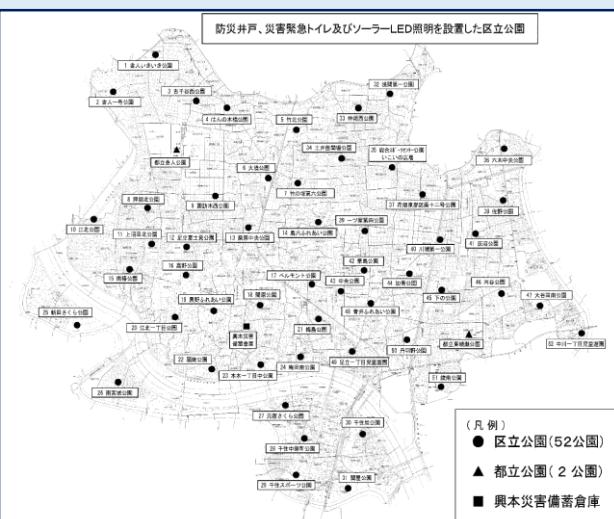
【トイレについての記載事項】

- ・災害時に使用するトイレの種類
(携帯トイレ、マンホールトイレ等)
- ・災害時のトイレに関する運用方法
- ・災害時のトイレ開設における必要備品
- ・災害時のトイレ運用上の注意事項

課題
4

公園トイレの清掃等役割の明確化

- 区内52公園に整備されたマンホールトイレの開設及び維持管理は、協定を締結している民間団体が実施することとなっている。
- 今後、災害発生時における清掃等運営を迅速かつ円滑に行うため、清掃等管理運営体制の確立が必要である。



【図 公園52箇所のマンホールトイレ位置図】

1 災害時のトイレ確保上の課題解決に向けた基本方針等

【本編 P.17・20】

課題
1

災害時のトイレ空白エリア

方針
1

災害時に必要なトイレを適切な場所に確保

- ① 災害時のトイレ空白エリアについて、災害用トイレを確保する。
- ② 避難所施設に限らず、全ての公共施設（建物、公園等）に、建設・改修時に災害用トイレの整備を検討し、空白エリアの解消を図る。

災害時のトイレ不足状況

方針
2

災害用トイレの確保体制の強化

- ① 災害時のトイレの安定的な確保を図るため、トイレの調達に関する協定締結を推進する。
- ② 災害用トイレの整備の検討とともに、あらゆる方法で災害用トイレを確保し、トイレ1基あたりの利用人数の減少を図る。

対策 1・2 のスケジュール詳細はP.9を参照

対策
1

災害時トイレ空白エリアの解消

災害用トイレ（仮設トイレ、自己処理型トイレ、マンホールトイレ等）を災害時トイレ空白エリアに配備し、R12年度末までに空白エリアの解消を図る。

対策
2

自助及び在宅避難者への支援

災害時のトイレ不足について、ハード整備だけでは時間がかかるため、区民の自助及び在宅避難者支援を促進する方針についての検討及び支援をR12年度末までに実施し、災害用トイレの確保体制の強化を図る。

2 災害時のトイレ管理上の課題解決に向けた基本方針等 【本編 P.19・20】

課題
3

避難所

方針
3

災害時のトイレ運用・管理体制の強化

- ① 各避難所において、災害時のトイレ運用及び管理に関する責任者を明確化する。
- ② 各避難所のマンホールトイレの使用手順や携帯トイレ使用で発生するごみの処理・収集方法や清掃物品の管理等を含めた管理運営の手順を確立する。

対策3のスケジュール詳細はP.9を参照

対策
3

開設・運用マニュアルの作成

災害時のトイレ開設・管理の運用マニュアルを策定し、災害時に実行性のある体制をR8年度末までに構築する。

課題
4

公 園

方針
4

災害時のトイレ運用・管理体制の明確化

- ① 公園に設置される災害用トイレについて、災害発生時の円滑な運用を図るため、開設および清掃を含めた管理運営体制を明確化する。

1 到達目標

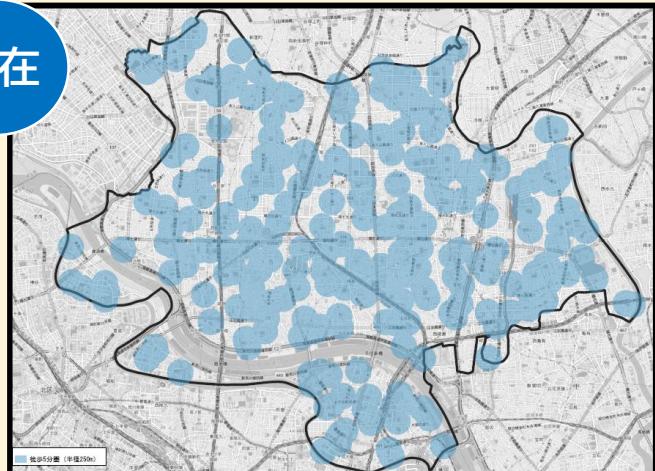
【本編 P.20・21】

- 対策1・2は、東京トイレ防災マスタープランにおける都の到達目標と整合を合わせ、令和12年度（2030年度）末までを到達目標とする。
- 対策3は、令和8年度（2026年度）末までを到達目標とする。

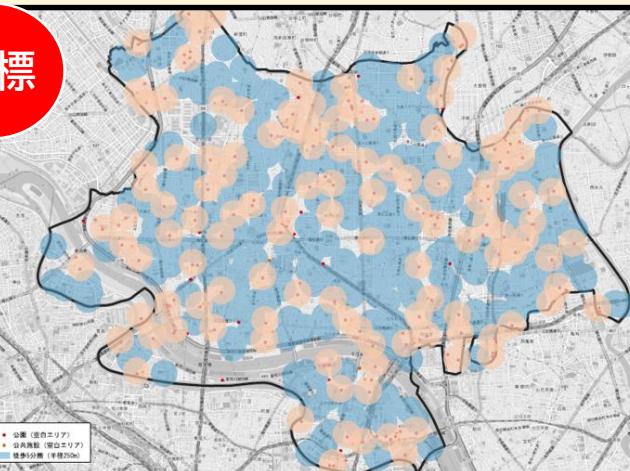
到達目標	事業年度				
	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
対策1 災害時トイレ空白エリアの解消					概ね解消
対策2 自助及び在宅避難者への支援	支援内容の検討			支援の実施	
対策3 開設・運用マニュアルの策定	→	策定			

災害時のトイレ空白エリア解消イメージ図

現在



目標



災害時のトイレ空白エリアに存在する約120箇所の区立公園等に災害用トイレを配備した場合の足立区地図。

徒歩5分圏内の半径250m円をピンク色でプロットした（水色のプロットは既存の災害時トイレ箇所）。

2 計画の見直し 【本編 P.21】

- 本計画は、以下のPDCAサイクルにより推進する。
- 計画の見直しについては、東京トイレ防災マスターplanの更新時に連動して実施することを基本としながら「足立区地域防災計画」の改定などを踏まえ、適宜、見直していくものとする。

【図表 PDCAサイクル】

